

功労賞に関する内規

2013年3月23日制定
2021年3月16日改定

(目的)

第1条 この内規は、公益社団法人日本麻酔科学会（以下、「この法人」という。）の定款第4条に基づき、この法人の本邦及び国外の活動に貢献した非会員の個人を表彰するために必要な事項を定める。

(資格)

第2条 功労賞を受賞することができる者は、定款第3条ならびに第4条に基づくこの法人の活動に多大なる貢献をもたらした国内外に居住する非会員の個人で、次の各号の二に該当する場合とする。

- (1) この法人の国際交流上重要な麻酔科学の研究者
- (2) この法人において講演等の実績がある者
- (3) この法人の会員の臨床および研究指導等の実績がある者
- (4) 全国規模の団体、法人において役員経験がある者

(推薦)

第3条 この法人の理事は、功労賞の候補者を推薦することができる。

- 2 前項の推薦を行う者は、所定の推薦書を理事会に提出する。

(選考)

第4条 功労賞の選考は、前条の推薦に基づき理事会で行い、決定する。

(表彰)

第5条 理事長は、受賞者の氏名及び業績を公表する。

- 2 理事長は、通常総会で、その年の受賞者を表彰し、表彰状および記念品を授与し、その功労を讃えるものとする。

(内規の変更)

第6条 この内規の変更は、諸規則制定に関する規程第4条(4)に従ってなす。

附 則

1. この内規は2013年2月1日から施行する。